

広島市条例第 3 9 号

令和 8 年 6 月 2 6 日

広島市認定こども園設備等基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市認定こども園設備等基準条例の一部を改正する条例

広島市認定こども園設備等基準条例（平成 2 6 年広島市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 9 項」を「第 8 項」に改め、同項第 2 号中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件」に改め、「附則第 2 項」の右に「及び第 3 項」を加え、「、同項」を「、これら」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項から第 9 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項中「附則第 2 項」の右に「及び第 3 項」を加え、「同項」

を「これら」に改め、同条第3項中「前条第2項及び第6項から第8項まで」を「前条第5項から第7項まで」に、「これらの規定」を「同条第5項及び第6項」に改め、「と、」の右に「同項及び同条第7項中」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 広島市幼保連携型認定こども園設備等基準条例の一部を改正する条例（平成30年広島市条例第16号）の一部を次のように改正する。
附則第3項中「第2条第5項」を「第2条第4項」に改める。
- 3 広島市児童福祉施設設備基準等条例（平成24年広島市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第7項第2号中「第6項」を「第5項」に改める。